

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月20日
【四半期会計期間】	第119期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 石田 幸雄
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258)36-4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 相場 実
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03)3984-3824番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼総合企画部東京事務所長 横山 善行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度中間 連結会計期間	2019年度中間 連結会計期間	2020年度中間 連結会計期間	2018年度	2019年度
		(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,518	10,568	11,203	22,506	22,950
連結経常利益	百万円	2,029	1,484	1,794	3,942	2,635
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	1,264	742	1,271		
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円				2,579	1,147
連結中間包括利益	百万円	1,984	1,911	4,582		
連結包括利益	百万円				537	7,943
連結純資産額	百万円	84,251	83,207	77,507	81,511	73,141
連結総資産額	百万円	1,533,465	1,598,499	1,594,378	1,547,025	1,538,859
1株当たり純資産額	円	8,822.82	8,692.67	8,085.56	8,530.38	7,629.82
1株当たり中間純利益	円	133.25	78.18	133.71		
1株当たり当期純利益	円				271.92	120.74
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	132.22	77.50	132.26		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円				269.59	119.60
自己資本比率	%	5.45	5.16	4.82	5.23	4.71
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	49,365	48,588	32,191	44,927	647
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	12,820	7,550	1,032	3,486	12,460
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	301	303	303	600	607
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高	百万円	99,983	145,315	123,786	104,580	90,865
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	879 [495]	892 [481]	868 [489]	875 [488]	878 [479]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第117期中	第118期中	第119期中	第117期	第118期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	10,339	10,387	11,046	22,150	22,591
経常利益	百万円	1,979	1,469	1,766	3,842	2,587
中間純利益	百万円	1,238	737	1,263		
当期純利益	百万円				2,532	1,131
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	9,671	9,671	9,671	9,671	9,671
純資産額	百万円	83,562	82,613	77,353	80,906	73,028
総資産額	百万円	1,532,094	1,597,199	1,593,399	1,545,741	1,537,873
預金残高	百万円	1,330,554	1,346,897	1,393,857	1,306,647	1,322,569
貸出金残高	百万円	1,032,633	1,051,757	1,078,740	1,050,212	1,060,135
有価証券残高	百万円	364,227	365,494	354,288	353,406	346,379
1株当たり配当額	円	25.00	25.00	25.00	50.00	50.00
自己資本比率	%	5.44	5.16	4.84	5.22	4.73
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	868 [495]	881 [481]	856 [489]	864 [488]	866 [479]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済を顧みますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益の大幅な減少が続くなど、依然として厳しい状況にありましたが、輸出や生産、さらには個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、全体としては、期末にかけて持ち直しの動きがみられました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、輸出や生産、企業収益の減少が続き、また雇用・所得環境に弱めの動きがみられるなど、極めて厳しい状態が続いております。

このような経済状況のもとで、当行グループの当第2四半期連結累計期間の連結経営成績につきましては、経常収益は、資金運用収益が減少したものの、その他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどにより、前年同期比6億35百万円増加の112億3百万円となりました。経常費用は、資金調達費用や営業経費が減少したものの、その他業務費用及びその他経常費用が増加したことなどにより、前年同期比3億25百万円増加の94億8百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年同期比3億10百万円増加の17億94百万円となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益につきましては、前年同期比5億29百万円増加の12億71百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産は1兆5,943億78百万円（前年度末比555億19百万円増加）、純資産は775億7百万円（前年度末比43億66百万円増加）となりました。主要科目につきましては、貸出金は1兆784億円（前年度末比185億98百万円増加）、有価証券は3,545億66百万円（前年度末比79億10百万円増加）、預金等（預金＋譲渡性預金）は1兆4,263億12百万円（前年度末比633億円増加）となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門73億24百万円（合計に対する割合97.8%）、国際業務部門1億65百万円（合計に対する割合2.2%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門2億87百万円（合計に対する割合99.6%）、国際業務部門1百万円（合計に対する割合0.4%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	7,294	185	-	7,480
	当第2四半期連結累計期間	7,324	165	-	7,490
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	7,543	200	5	7,739
	当第2四半期連結累計期間	7,486	174	3	7,657
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	248	15	5	259
	当第2四半期連結累計期間	162	8	3	167
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	294	1	-	296
	当第2四半期連結累計期間	287	1	-	288
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,213	5	-	1,219
	当第2四半期連結累計期間	1,215	5	-	1,220
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	918	3	-	922
	当第2四半期連結累計期間	927	4	-	932
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	219	7	-	227
	当第2四半期連結累計期間	232	9	-	241
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	878	7	-	886
	当第2四半期連結累計期間	1,292	9	-	1,302
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	659	-	-	659
	当第2四半期連結累計期間	1,060	-	-	1,060

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額()」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円）を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務を中心に12億20百万円となりました。

また、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に9億32百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,213	5	-	1,219
	当第2四半期連結累計期間	1,215	5	-	1,220
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	272	-	-	272
	当第2四半期連結累計期間	282	-	-	282
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	330	4	-	335
	当第2四半期連結累計期間	318	4	-	322
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	15	-	-	15
	当第2四半期連結累計期間	24	-	-	24
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	18	-	-	18
	当第2四半期連結累計期間	20	-	-	20
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	2	-	-	2
	当第2四半期連結累計期間	2	-	-	2
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	14	1	-	15
	当第2四半期連結累計期間	14	1	-	15
うち投信・保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	395	-	-	395
	当第2四半期連結累計期間	401	-	-	401
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	918	3	-	922
	当第2四半期連結累計期間	927	4	-	932
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	62	3	-	66
	当第2四半期連結累計期間	58	4	-	63

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,345,767	1,128	-	1,346,895
	当第2四半期連結会計期間	1,392,845	1,011	-	1,393,857
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	553,306	-	-	553,306
	当第2四半期連結会計期間	651,310	-	-	651,310
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	787,756	-	-	787,756
	当第2四半期連結会計期間	738,694	-	-	738,694
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,704	1,128	-	5,833
	当第2四半期連結会計期間	2,840	1,011	-	3,851
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	48,418	-	-	48,418
	当第2四半期連結会計期間	32,455	-	-	32,455
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,394,185	1,128	-	1,395,314
	当第2四半期連結会計期間	1,425,301	1,011	-	1,426,312

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

貸出金残高の状況

業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,051,414	100.00	1,078,400	100.00
製造業	83,080	7.90	91,260	8.46
農業, 林業	5,693	0.54	6,200	0.58
漁業	458	0.04	375	0.03
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,367	0.13	1,495	0.14
建設業	51,428	4.89	57,201	5.30
電気・ガス・熱供給・水道業	7,810	0.74	7,429	0.69
情報通信業	4,409	0.42	4,095	0.38
運輸業, 郵便業	19,492	1.85	20,742	1.92
卸売業, 小売業	73,120	6.96	73,543	6.82
金融業, 保険業	89,040	8.47	88,311	8.19
不動産業, 物品賃貸業	156,719	14.91	155,020	14.38
サービス業等	92,358	8.79	99,670	9.24
地方公共団体	142,290	13.53	139,167	12.91
その他	324,145	30.83	333,887	30.96

(注) 1. 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

2. 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより321億91百万円の流入（前年同四半期比163億97百万円の流入減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却などにより10億32百万円の流入（前年同四半期は75億50百万円の流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより3億3百万円の流出（前年同四半期比0百万円の流出減少）となりました。

これにより当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は1,237億86百万円（前年同四半期末は1,453億15百万円）となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率（2/3）	9.07
2. 連結における自己資本の額	717
3. リスク・アセットの額	7,910
4. 連結総所要自己資本額	316

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2020年9月30日
1. 自己資本比率（2/3）	9.05
2. 単体における自己資本の額	714
3. リスク・アセットの額	7,886
4. 単体総所要自己資本額	315

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45	36
危険債権	146	139
要管理債権	6	1
正常債権	10,432	10,759

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,671,400	9,671,400	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	9,671,400	9,671,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役(監査等委員である取締役を除く) 6
新株予約権の数(個)	3,169(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 31,690(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自2020年7月14日至2050年7月13日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,264 資本組入額 632
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2020年7月13日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使は認めない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。

新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。

新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	9,671	-	10,000	-	8,208

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	564	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	460	4.84
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	288	3.03
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	215	2.26
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	182	1.91
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	177	1.86
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	148	1.55
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	180 MAIDEN LANE、NEW YORK、NEW YORK 10038 U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	144	1.51
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	142	1.50
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	142	1.49
計		2,466	25.94

(注) 上記の他、株式会社大光銀行名義の自己株式164千株(発行済株式総数に対する所有株式の割合1.70%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 164,900	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,478,000	94,780	同上
単元未満株式	普通株式 28,500	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	9,671,400	-	-
総株主の議決権	-	94,780	-

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	164,900	-	164,900	1.70
計		164,900	-	164,900	1.70

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 90,865	7 123,786
金銭の信託	7,979	7,957
有価証券	1, 7, 11 346,656	1, 7, 11 354,566
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,059,802	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,078,400
外国為替	2,138	2,406
その他資産	7 13,201	7 8,908
有形固定資産	9, 10 16,609	9, 10 16,679
無形固定資産	610	551
退職給付に係る資産	1,098	1,465
繰延税金資産	2,525	857
支払承諾見返	2,070	3,087
貸倒引当金	4,699	4,288
資産の部合計	1,538,859	1,594,378
負債の部		
預金	1,322,568	1,393,857
譲渡性預金	40,443	32,455
コールマネー及び売渡手形	652	793
債券貸借取引受入担保金	7 36,646	7 25,396
借入金	50,200	50,200
その他負債	9,923	7,871
賞与引当金	645	640
役員賞与引当金	-	11
退職給付に係る負債	353	344
睡眠預金払戻損失引当金	445	437
偶発損失引当金	96	109
利息返還損失引当金	5	0
再評価に係る繰延税金負債	9 1,665	9 1,665
支払承諾	2,070	3,087
負債の部合計	1,465,718	1,516,870
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	52,638	53,671
自己株式	418	418
株主資本合計	70,428	71,462
その他有価証券評価差額金	403	3,679
土地再評価差額金	9 2,413	9 2,413
退職給付に係る調整累計額	712	690
その他の包括利益累計額合計	2,104	5,403
新株予約権	185	208
非支配株主持分	422	433
純資産の部合計	73,141	77,507
負債及び純資産の部合計	1,538,859	1,594,378

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	10,568	11,203
資金運用収益	7,739	7,657
(うち貸出金利息)	5,625	5,534
(うち有価証券利息配当金)	2,064	2,087
役務取引等収益	1,219	1,220
その他業務収益	886	1,302
その他経常収益	1,724	1,102
経常費用	9,083	9,408
資金調達費用	260	168
(うち預金利息)	244	160
役務取引等費用	922	932
その他業務費用	659	1,060
営業経費	2,652	2,452
その他経常費用	3,721	3,795
経常利益	1,484	1,794
特別利益	9	-
固定資産処分益	9	-
特別損失	241	6
固定資産処分損	20	6
減損損失	4,221	-
税金等調整前中間純利益	1,253	1,788
法人税、住民税及び事業税	338	263
法人税等調整額	165	241
法人税等合計	504	505
中間純利益	748	1,283
非支配株主に帰属する中間純利益	6	11
親会社株主に帰属する中間純利益	742	1,271

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	748	1,283
その他の包括利益	1,162	3,299
その他有価証券評価差額金	1,184	3,276
退職給付に係る調整額	21	22
中間包括利益	1,911	4,582
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,904	4,570
非支配株主に係る中間包括利益	6	11

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	51,939	467	69,680
当中間期変動額					
剰余金の配当			237		237
親会社株主に帰属する中間純利益			742		742
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		9		49	39
自己株式処分差損の振替		9	9		-
土地再評価差額金の取崩			35		35
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	531	48	580
当中間期末残高	10,000	8,208	52,470	418	70,261

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	8,986	2,449	186	11,249	176	405	81,511
当中間期変動額							
剰余金の配当							237
親会社株主に帰属する中間純利益							742
自己株式の取得							0
自己株式の処分							39
自己株式処分差損の振替							-
土地再評価差額金の取崩							35
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,184	35	21	1,126	16	5	1,114
当中間期変動額合計	1,184	35	21	1,126	16	5	1,695
当中間期末残高	10,170	2,413	208	12,375	159	410	83,207

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	52,638	418	70,428
当中間期変動額					
剰余金の配当			237		237
親会社株主に帰属する中間純利益			1,271		1,271
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	0		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	1,033	0	1,033
当中間期末残高	10,000	8,208	53,671	418	71,462

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	403	2,413	712	2,104	185	422	73,141
当中間期変動額							
剰余金の配当							237
親会社株主に帰属する中間純利益							1,271
自己株式の取得							0
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,276	-	22	3,299	23	10	3,333
当中間期変動額合計	3,276	-	22	3,299	23	10	4,366
当中間期末残高	3,679	2,413	690	5,403	208	433	77,507

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,253	1,788
減価償却費	368	381
減損損失	221	-
持分法による投資損益(は益)	4	3
貸倒引当金の増減()	12	411
賞与引当金の増減額(は減少)	1	4
役員賞与引当金の増減額(は減少)	3	11
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	427	367
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	52	23
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	27	8
偶発損失引当金の増減()	11	12
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	4	5
資金運用収益	7,739	7,657
資金調達費用	260	168
有価証券関係損益()	640	454
為替差損益(は益)	1	0
固定資産処分損益(は益)	10	6
貸出金の純増()減	1,470	18,597
預金の純増減()	40,248	71,288
譲渡性預金の純増減()	17,815	7,987
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	13,800	-
コールマネー等の純増減()	112	140
商品有価証券の純増()減	0	-
債券貸借取引受入担保金の純増減()	11,935	11,250
外国為替(資産)の純増()減	220	268
外国為替(負債)の純増減()	6	-
資金運用による収入	7,924	7,841
資金調達による支出	292	157
その他	1,697	1,580
小計	49,137	32,908
法人税等の支払額	549	716
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,588	32,191
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	106,880	83,903
有価証券の売却による収入	76,692	68,548
有価証券の償還による収入	22,907	16,770
金銭の信託の増加による支出	85	-
有形固定資産の取得による支出	121	323
有形固定資産の売却による収入	23	-
無形固定資産の取得による支出	86	59
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,550	1,032

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	65	64
配当金の支払額	237	237
非支配株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	-	0
ストックオプションの行使による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	303	303
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	40,734	32,921
現金及び現金同等物の期首残高	104,580	90,865
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 145,315	1 123,786

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 1社
会社名 たいこうカード株式会社
- (2) 非連結子会社
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 1社
会社名 大光リース株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は9月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先と破綻懸念先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,021百万円（前連結会計年度末は3,705百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、当連結会計年度中は続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクにある程度影響があるとの仮定を置いております。

しかしながら、同感染症は政府の対策などにより徐々に収束するものと考えられ、与信費用への影響は軽微であると想定されることから、貸倒引当金に追加計上しておりません。

なお、上記仮定の不確実性は高く、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況により経済環境が悪化した場合には、当第3四半期連結会計期間以降の連結財務諸表において当該貸倒引当金は増加する可能性があります。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更はありません。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
株式	305百万円	307百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	579百万円	421百万円
延滞債権額	17,790百万円	17,051百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	74百万円	39百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	101百万円	112百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	18,546百万円	17,624百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	6,997百万円	4,988百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	36,551百万円	25,380百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	36,646百万円	25,396百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	73,571百万円	74,102百万円
その他資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
保証金・敷金	170百万円	170百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	155,564百万円	178,556百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	140,960百万円	162,024百万円
うち任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,057百万円	2,022百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	5,528百万円	5,468百万円

10.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	8,263百万円	8,402百万円

11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	7,586百万円	9,660百万円

（中間連結損益計算書関係）

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
貸倒引当金戻入益	-百万円	126百万円
償却債権取立益	125百万円	233百万円
株式等売却益	558百万円	625百万円

2.営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
給与手当	3,528百万円	3,473百万円

3.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	127百万円	-百万円
貸出金償却	252百万円	421百万円
株式等売却損	50百万円	111百万円
株式等償却	56百万円	203百万円
金銭の信託運用損	149百万円	22百万円

4.減損損失

前中間連結会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）

当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額221百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
新潟県内	営業用店舗1カ所	土地、建物、その他の固定資産	221

営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産及び処分予定資産については各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、銀行全体に関連する資産である本部、事務センター及び厚生施設等については共用資産としております。

なお、当該中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算出しております。

当中間連結会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	-	-	9,671	
合計	9,671	-	-	9,671	
自己株式					
普通株式	184	0	19	164	(注)1.2
合計	184	0	19	164	

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少19千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての新 株予約権			-		159	
	合計			-		159	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	237	25.0	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	237	利益剰余金	25.0	2019年9月30日	2019年12月6日

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	-	-	9,671	
合計	9,671	-	-	9,671	
自己株式					
普通株式	164	0	0	164	(注) 1. 2
合計	164	0	0	164	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売却による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		-			208		
	合計		-			208		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	237	25.0	2020年3月31日	2020年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	237	利益剰余金	25.0	2020年9月30日	2020年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	145,315百万円	123,786百万円
現金及び現金同等物	145,315百万円	123,786百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

事務機器等であります。

無形固定資産

ソフトウェア等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	89	85
1年超	328	329
合計	417	415

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	90,865	90,865	-
(2) 金銭の信託	7,979	7,979	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,586	7,509	76
その他有価証券	337,675	337,675	-
(4) 貸出金	1,059,802		
貸倒引当金(*1)	4,552		
	1,055,249	1,055,712	462
(5) 外国為替(*1)	2,137	2,137	-
資産計	1,501,493	1,501,879	385
(1) 預金	1,322,568	1,322,706	137
(2) 譲渡性預金	40,443	40,443	-
(3) コールマネー及び売渡手形	652	652	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	36,646	36,646	-
(5) 借入金	50,200	50,257	57
負債計	1,450,511	1,450,706	195
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	-
デリバティブ取引計	(1)	(1)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	123,786	123,786	-
(2) 金銭の信託	7,957	7,957	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,660	9,374	285
その他有価証券	343,294	343,294	-
(4) 貸出金	1,078,400		
貸倒引当金（*1）	4,139		
	1,074,261	1,072,559	1,701
(5) 外国為替（*1）	2,405	2,405	-
資産計	1,561,364	1,559,377	1,987
(1) 預金	1,393,857	1,394,021	164
(2) 譲渡性預金	32,455	32,455	-
(3) コールマネー及び売渡手形	793	793	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	25,396	25,396	-
(5) 借入金	50,200	50,257	57
負債計	1,502,702	1,502,924	221
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	-
デリバティブ取引計	(1)	(1)	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、並びに(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式	933	908
その他	460	703
合 計	1,394	1,611

（*1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について26百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,010	1,014	4
	その他	-	-	-
	小計	1,010	1,014	4
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	6,576	6,495	81
	その他	-	-	-
	小計	6,576	6,495	81
合計		7,586	7,509	76

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	9,660	9,374	285
	その他	-	-	-
	小計	9,660	9,374	285
合計		9,660	9,374	285

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,154	1,566	3,587
	債券	150,268	147,504	2,764
	国債	89,660	87,495	2,165
	地方債	32,453	32,145	307
	社債	28,154	27,862	291
	その他	36,350	33,923	2,427
	小計	191,773	182,995	8,778
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,030	1,207	176
	債券	69,379	69,977	598
	国債	22,137	22,471	334
	地方債	17,522	17,581	58
	社債	29,719	29,924	205
	その他	75,491	83,050	7,558
	小計	145,901	154,235	8,333
合計		337,675	337,230	444

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,209	1,939	4,269
	債券	155,852	154,027	1,825
	国債	85,891	84,675	1,215
	地方債	31,824	31,500	323
	社債	38,137	37,851	285
	その他	53,997	50,377	3,620
	小計	216,060	206,344	9,715
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	632	657	25
	債券	54,190	54,489	299
	国債	11,514	11,615	101
	地方債	14,231	14,267	35
	社債	28,444	28,605	161
	その他	72,411	76,663	4,252
	小計	127,234	131,811	4,576
合計		343,294	338,155	5,138

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,042百万円（うち、株式117百万円、その他の証券924百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式176百万円であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2020年 3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (2020年 9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2020年 3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (2020年 9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年 3月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	444
その他有価証券	444
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	41
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	403
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	403

当中間連結会計期間 (2020年 9月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	5,138
その他有価証券	5,138
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	1,458
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,679
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,679

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	238	-	1	1
	買建	75	-	0	0
合計		-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	214	-	1	1
	買建	42	-	0	0
合計		-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業経費	22百万円	23百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式28,630株
付与日	2019年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月13日~2049年7月12日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	1,822.01円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式31,690株
付与日	2020年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月14日~2050年7月13日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	1,263.25円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	5,762	3,450	1,355	10,568

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	5,900	3,953	1,349	11,203

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額		7,629円82銭	8,085円56銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	73,141	77,507
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	608	642
(うち新株予約権)	百万円	(185)	(208)
(うち非支配株主持分)	百万円	(422)	(433)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	72,532	76,865
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	9,506	9,506

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	78.18	133.71
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	742	1,271
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	742	1,271
普通株式の期中平均株式数	千株	9,497	9,506
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	77.50	132.26
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	82	103
うち新株予約権	千株	82	103
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7,90,865	7,123,785
金銭の信託	7,979	7,957
有価証券	1,7,9346,379	1,7,9354,288
貸出金	2,3,4,5,6,81,060,135	2,3,4,5,6,81,078,740
外国為替	2,138	2,406
その他資産	11,616	7,321
その他の資産	7,11,616	7,7,321
有形固定資産	16,607	16,677
無形固定資産	607	548
前払年金費用	1,868	2,220
繰延税金資産	2,165	505
支払承諾見返	2,070	3,087
貸倒引当金	4,560	4,140
資産の部合計	1,537,873	1,593,399
負債の部		
預金	1,322,569	1,393,857
譲渡性預金	40,443	32,455
コールマネー	652	793
債券貸借取引受入担保金	7,36,646	7,25,396
借入金	50,200	50,200
その他負債	9,340	7,317
未払法人税等	640	161
リース債務	329	287
資産除去債務	116	117
その他の負債	8,254	6,750
賞与引当金	641	636
役員賞与引当金	-	11
退職給付引当金	71	79
睡眠預金払戻損失引当金	445	437
偶発損失引当金	96	109
再評価に係る繰延税金負債	1,665	1,665
支払承諾	2,070	3,087
負債の部合計	1,464,845	1,516,045

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	52,234	53,260
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	50,443	51,469
固定資産圧縮積立金	4	4
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	29,439	30,465
自己株式	418	418
株主資本合計	70,025	71,051
その他有価証券評価差額金	403	3,679
土地再評価差額金	2,413	2,413
評価・換算差額等合計	2,817	6,093
新株予約権	185	208
純資産の部合計	73,028	77,353
負債及び純資産の部合計	1,537,873	1,593,399

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	10,387	11,046
資金運用収益	7,727	7,647
(うち貸出金利息)	5,613	5,524
(うち有価証券利息配当金)	2,064	2,087
役務取引等収益	1,104	1,119
その他業務収益	835	1,249
その他経常収益	1,719	1,103
経常費用	8,918	9,279
資金調達費用	260	168
(うち預金利息)	244	160
役務取引等費用	851	865
その他業務費用	659	1,060
営業経費	2,645	2,631
その他経常費用	3,686	3,794
経常利益	1,469	1,766
特別利益	9	-
特別損失	241	6
税引前中間純利益	1,237	1,760
法人税、住民税及び事業税	326	253
法人税等調整額	174	243
法人税等合計	500	496
中間純利益	737	1,263

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	5	21,000	28,755	51,552	467	69,293
当中間期変動額											
剰余金の配当								237	237		237
固定資産圧縮積立金の取崩						0		0	-		-
中間純利益								737	737		737
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分			9	9						49	39
自己株式処分差損の振替			9	9				9	9		-
土地再評価差額金の取崩								35	35		35
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	0	-	527	526	48	575
当中間期末残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	5	21,000	29,282	52,078	418	69,869

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,986	2,449	11,436	176	80,906
当中間期変動額					
剰余金の配当					237
固定資産圧縮積立金の取崩					-
中間純利益					737
自己株式の取得					0
自己株式の処分					39
自己株式処分差損の振替					-
土地再評価差額金の取崩					35
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,184	35	1,148	16	1,131
当中間期変動額合計	1,184	35	1,148	16	1,706
当中間期末残高	10,170	2,413	12,584	159	82,613

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	4	21,000	29,439	52,234	418	70,025
当中間期変動額											
剰余金の配当								237	237		237
固定資産圧縮積立金の取崩						0		0	-		-
中間純利益								1,263	1,263		1,263
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分			0	0						0	0
自己株式処分差損の振替			0	0				0	0		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	0	-	1,026	1,025	0	1,025
当中間期末残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	4	21,000	30,465	53,260	418	71,051

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	403	2,413	2,817	185	73,028
当中間期変動額					
剰余金の配当					237
固定資産圧縮積立金の取崩					-
中間純利益					1,263
自己株式の取得					0
自己株式の処分					0
自己株式処分差損の振替					-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,276	-	3,276	23	3,299
当中間期変動額合計	3,276	-	3,276	23	4,325
当中間期末残高	3,679	2,413	6,093	208	77,353

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先と破綻懸念先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,021百万円(前事業年度末は3,705百万円)であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、当事業年度中は続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクにある程度影響があるとの仮定を置いております。

しかしながら、同感染症は政府の対策などにより徐々に収束するものと考えられ、与信費用への影響は軽微であると想定されることから、貸倒引当金に追加計上しておりません。

なお、上記仮定の不確実性は高く、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況により経済環境が悪化した場合には、当第3四半期会計期間以降の財務諸表において当該貸倒引当金は増加する可能性があります。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	35百万円	35百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	573百万円	414百万円
延滞債権額	17,788百万円	17,048百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	73百万円	38百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	101百万円	112百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	18,536百万円	17,614百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	6,997百万円	4,988百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	36,551百万円	25,380百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	36,646百万円	25,396百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	73,571百万円	74,102百万円
その他の資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
保証金・敷金	170百万円	170百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	153,507百万円	176,533百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	140,960百万円	162,024百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	7,586百万円	9,660百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金戻入益	- 百万円	145百万円
償却債権取立益	125百万円	233百万円
株式等売却益	558百万円	625百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	254百万円	263百万円
無形固定資産	113百万円	117百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	101百万円	- 百万円
貸出金償却	251百万円	420百万円
株式等売却損	50百万円	111百万円
株式等償却	56百万円	203百万円
金銭の信託運用損	149百万円	22百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式26百万円、関連会社株式9百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当中間会計期間(2020年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式26百万円、関連会社株式9百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

2020年11月13日開催の取締役会において、第119期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当額 237百万円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 25円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日 2020年12月7日

(ニ) 支払開始日 2020年12月7日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第119期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析の手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。